

別紙24（治山事業に係る運用）

第1 趣旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙18の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙18第2（柱書きを除く。）から第7まで及び様式1から6までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「県（都道府）」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の2	とする（ただし、沖縄県を除く）。	とする。
第2の3	林野庁長官（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官。以下この別紙において同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官
第2の5	交付要綱別表	農山漁村地域整備交付金交付要綱別表
第2の6 (1) 及び7(1)	前年度の1月31日までに 林野庁長官へ提出	前年度末までに 制度要綱第6に定める事業計画の提出後、速やかに内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第2の6 (2)(イ)及び 7(2)	林野庁長官へ提出	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官へ提出
第2の7 (1)(ウ)	流域別の事業量	事業区分別の事業量
第2の7 (1)(エ)	事業実施計画	事業実施計画（共生保安林整備事業を除く。）
第2の8 (2)	林野庁長官に確認	内閣府沖縄総合事務局長を経由して林野庁長官に確認

第3 経過措置

- 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成24年4月6日付け23生畜第2795号農林水産省生産局長通知・23農振第2611号農林水産省農村振興局長通知・23林整計第345号林野庁長官通知・23水港第3034号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農

村振興局長通知・21林整計第336号林野庁官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号28治山事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 2 1により移行された地区については、なお従前の例による。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号18治山事業に係る運用)の第2の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知)による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙(番号1農地整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 5 4により移行された地区については、なお従前の例による。